

○京都府立大学安全保障輸出管理規程

(平成 31 年京都府立大学規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 本規程は、京都府立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号に定める者をいう。
- (3) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (4) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (6) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (7) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号、以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (9) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号、以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (10) キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (11) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規

制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

- (12) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (13) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (15) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (16) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (17) 教職員 学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において京都府公立大学法人に雇用される者をいう。
- (18) 学生等 本学の学生のほか、以下の者をいう。
 - ア 京都府立大学学則（以下「学則」という。）第58条に定める研究生
 - イ 学則第59条及び京都府立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条に定める科目等履修生
 - ウ 学則第60条および大学院学則第43条に定める特別聴講生
 - エ 大学院学則第44条に定める特別研究学生
 - オ 学則第62条に定める共同研究員
 - カ 学則第63条に定める研修員

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学が行うすべての取引に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わないこと。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得すること。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図ること。

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に

関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続の制定及び改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理担当者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもって充てる。

2 管理担当者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理アドバイザー)

第8条 輸出管理を円滑に実施するため、統括責任者は専門的な助言を行う輸出管理アドバイザーを置くことができる。

(輸出管理委員会)

第9条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員及び学生等（以下「教職員等」という。）に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって組織し、委員長は統括責任者をもって充てる。

- (1) 統括責任者
- (2) 生命環境科学研究科長
- (3) 管理担当者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

4 前項第4号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員

により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事前確認)

第 10 条 教職員は、取引を行おうとするとき又は自身が指導を行う学生等が取引を行おうとするときは、別に定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について事前確認を行い、取引審査の要否について自己判定を実施した上で、管理担当者の確認を受けなければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかでない場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 教職員等は、前項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第 11 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、別に定める該非判定票により管理担当者の確認を受けなければならない。また、管理担当者は、この判定結果を統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告を受けた判定結果に不明な点又は疑義がある場合、これについて輸出管理委員会に諮るなど、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(用途確認)

第 12 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。

なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、別に定める当該情報の信頼性を高める手続きに沿って確認を行うものとする。

(需要者確認)

第 13 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について、別に定める「需要者チェックシート」等を用いて確認するものとする。

(取引審査)

第 14 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「取引審査票」を作成し、管理担当者による一次審査及び統括責任者による二次審査を受けなければならない。

2 管理担当者は、一次審査において、当該取引を行うことの可否、及び可の場

合は外為法等に基づく経済産業大臣の許可の要否を審査するものとする。

- 3 統括責任者は、二次審査において、前項の審査の結果の妥当性を確認することにより、当該取引を行うことの可否及び可の場合は外為法等に基づく経済産業大臣の許可の要否を決定し、当該取引を行おうとする教職員等に通知するものとする。
- 4 統括責任者は、二次審査に当たり、輸出管理委員会を招集し、委員の意見を聞くことができる。

(許可申請)

第 15 条 教職員等は、前条第 3 項に基づく通知を受けた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、別に定める書類を添えて統括責任者に報告しなければならない。

- 2 統括責任者は、前項の報告の内容を確認し、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。
- 3 教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 16 条 教職員等は、技術を提供するに当たっては、第 10 条から前条までに定める手続のうち必要なものが行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 17 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第 10 条から第 15 条までに定める手続のうち必要なものが行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理担当者へ報告しなければならない。

- 4 前項の報告を受けた管理担当者は、直ちに統括責任者と協議して適切な措置を講じなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 18 条 教職員及び第 22 条に定める事務所管部署は、統括責任者及び管理担当

者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第19条 管理担当者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(指導及び教育)

第20条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導及び教育を行うものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理担当者に速やかに通報しなければならない。

2 管理担当者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者にその旨を直ちに報告し、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告しなければならない。

4 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第22条 安全保障輸出管理に関する事務は、事務局企画・地域連携課が関係部署の協力を得て行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。